

令和3年 9月定例会

決算は認定、補正予算は全員一致で可決

あらまし

令和3年9月定例会は、9月21日から10月12日までの22日間の日程で開催されました。市長施政方針の説明、市長専決処分の報告1件、人事案件、条例の制定・一部改正、令和3年度補正予算、令和2年度決算等の35議案、請願2件、議長不信任動議が提出され、一部を除いて各常任委員会、決算特別委員会に付託し、慎重に審議を行いました。議案はすべて原案のとおり可決、同意、認定しました。請願2件は採択し、国への意見書提出及び市長へ請願について結果の報告を求めることとなりました。議長不信任動議は多数決で可決しました。

市長専決処分の報告

公用車が後退した際、駐車中の乗用車に接触し、破損させた事案について、和解及び損害賠償の報告がありました。

人権擁護委員候補者の推薦の同意

令和3年12月31日の任期満了に伴い、飯島八千代氏、池田由美子氏、兵藤幸子氏が推薦され、全員一致で同意しました。

過疎地域持続的発展計画の策定

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の対象地域に伊香保地区、

小野上地区及び赤城地区が

なりました。地域の持続的発展に向けて、総合的かつ計画的な対策を実施するため、計画を策定するもので、全員一致で可決しました。

過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例

過疎地域における固定資産税の課税を免除するため、条例を制定するもので、全員一致で可決しました。

認知症とともに生きる地域ふれあい条例

市、認知症の人、市民等、地域組織、事業者及び関係機関が、認知症の人の視点

や意思とその家族の思いを

重視しながら役割を果たし、人と人とがふれあい、認知症と共生する意識を醸成することで、住み慣れた場所で暮らせる地域を実現することを目的に条例を制定するもので、全員一致で可決しました。

渋川駅西側地区地区計画内における建築物の制限に関する条例・八木原駅周辺地区地区計画内における建築物の制限に関する条例

渋川駅西側地区及び八木原駅周辺地区の地区計画内における建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保す



渋川駅西側地区

ることを目的に条例を制定するもので、それぞれ全員一致で可決しました。

令和3年度一般会計補正予算(第7号・第8号・第9号)

主に、第7号はコロナ対策事業、第8号は美術館移転や地域道路の緊急対策等に係る事業、第9号はコロナ感染症ワクチン接種事業のための予算で、すべて全員一致で可決しました。

令和2年度決算

一般会計のほか、国民健康保険など7件の特別会計、水道事業会計と下水道事業等会計についてすべて認定しました。

美術館条例の一部改正

美術館の移転及び運営協会の設置をするもので、全員一致で可決しました。

常任委員会の審査

総務市民

洪川市過疎地域持続的発展計画の策定について

質疑 この計画に対しての市民意見公募の結果は。

答弁 令和3年7月21日から8月20日まで市民意見公募を実施し、1名からご意見をいただきました。

質疑 この計画の評価をどのように行っていくのか。

答弁 洪川市まち・ひと・しごと創生検討会議を設置していますので、その中で評価の検証を行いたいと現在考えています。

質疑 事業内容が多く、過疎地域のために特化したやり方をし、かつ、他の計画にも整合性を持たせていかなければならない。その辺を詳細に詰めていかないと計画倒れになってしまうのではないか。

答弁 それぞれの計画と整合性を持たせてつくった計画なので、計画倒れにならないようしっかりと検証していきます。

質疑 地域コミュニティ活性化対策として行政事務委託料の交付に当たって地域性を加味した交付を考えているか。

答弁 具体的な検討は行っておりませんので、今後必要に応じて検討を行っていききたいと思います。

洪川市過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例

質疑 固定資産税が免除されるというアナウンスが必要だと思うが、そのことについて今後の対応は。

答弁 この議案が可決された後、免除対象等をホームページに掲載していきます。

1件は願意に沿いがたく、不採択となりました。

総務市民常任委員会協議会

市から次の事項について、報告・説明がありました。

・旧洪川市立刀川小学校利活用事業の中止について

・第2期洪川市空家等対策計画(案)について

経済建設

市道の廃止・認定について

赤城町深山及び北赤城山地内の4路線を林業専用道小原峯線整備により廃止し、新たに1路線を認定するものです。全会一致で可決しました。

洪川市洪川駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

まとまりのある都市環境を形成し、洪川市の顔としてふさわしい健全なまちづくりを推進するため条例を制定するものです。全会一致で可決しました。この条例の施行により、風俗営業等に供する建物は建築できなくなり、この条例に違反した者は10万円以下の罰金が科されます。

洪川市八木原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

八木原駅の利便性を生かした良好な居住環境の形成及び土地利用コントロール等を行うため条例を制定するものです。全会一致で可決しました。この条例の施行により、指定区域内における建築物に制限が設けられます。また、この条例に違反した者は、10万円以下の罰金が科されます。

洪川市八木原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

八木原駅の利便性を生かした良好な居住環境の形成及び土地利用コントロール等を行うため条例を制定するものです。全会一致で可決しました。この条例の施行により、指定区域内における建築物に制限が設けられます。また、この条例に違反した者は、10万円以下の罰金が科されます。

経済建設常任委員会協議会

市から次の事項について、報告・説明がありました。

・第3期洪川市耐震改修促進計画(案)の策定について

教育福祉

洪川市ふるさと文化基金条例の一部を改正する条例

基金の活用範囲をより幅広くするための改正です。全会一致で可決しました。

洪川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例の一部を改正する条例

美術館の移転に伴う位置の変更と新たに美術館運営協議会を設置する改正です。全会一致で可決しました。

質疑

運営協議会の委員はどのように誰が選ぶのか。

答弁 学校や美術関係の団

・都市計画関連の計画等の策定について

教育福祉

洪川市ふるさと文化基金条例の一部を改正する条例

基金の活用範囲をより幅広くするための改正です。全会一致で可決しました。

質疑

改正前と改正後の具体的な活用方法は。

答弁 これまで地域の祭り等の応援事業など、文化の伝承に活用してきましたが、市民が学ぶ機会の提供等にも範囲を広げ、ふるさと洪川を愛する人づくりに活用していきます。

洪川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例の一部を改正する条例

美術館の移転に伴う位置の変更と新たに美術館運営協議会を設置する改正です。全会一致で可決しました。

質疑

運営協議会の委員はどのように誰が選ぶのか。

答弁 学校や美術関係の団

※プロポーザル

企画・提案の意味。業務委託等に際し、目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行ったものを選定すること。

体に人選をお願いし、公募委員として市民の中から1名を公募します。

洪川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例

人と人がふれあい、認知症とともに生きる地域の実現に向けて、基本理念を掲げ、それぞれの役割等の周知を図る条例です。全会一致で可決しました。

質疑 条例を制定するに当たって、メリット・デメリット、必要性は。

答弁 メリットは認知症に関する理解を促進し、市民サービスにつながるものと思っております。デメリットについては想定しておりません。

請願1件は採択しました。

教育福祉常任委員会協議会

市から次の事項について、報告・説明がありました。

- ・ 洪川市学校給食調理場再編整備事業(伊香保地区)

について

- ・ 洪川市美術館・桑原巨守

彫刻美術館の移転に係る進捗よく状況等について



伊香保中学校給食調理場

予算

一般会計補正予算(第8号)は美術館の移転や地域の道路の緊急対策工事等のための予算で、全会一致で可決しました。

このほか付託された特別会計補正予算4議案と水道事業会計補正予算1議案もすべて全会一致で可決しました。

養育費確保支援事業

質疑 経費の対象となるも

のとならないものは。

答弁 公証人手数料、公正証書の用紙代金、戸籍謄本等の取得費用、支払い義務者に公正証書を送付する際の費用を見込んでいます。

美術館移転事業

質疑 工期が1年半しかないが間に合うのか。

答弁 用途変更の申請から許可に係る期間は流動的な部分があります。改修工事は許可が下り次第、速やかに実施していきます。開館目標を令和5年4月に定め、進めていきます。

水道事業会計補正予算について

質疑 水道料金等システム更新に伴うプロポーザル実施の日程等は。

答弁 2月頃に対象業者を決め、その後7カ月程度準備し、プロポーザルを実施していきます。

洪川市議会議長の不信任動議を多数決で可決

提出理由：望月議長は市民から提出された「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」のコピーを勝手に持ち出し、請願者の関係者に漏らすなど公正公平な議会運営が行われていないため。

反対

根本である請願書については市の調査委員会、議会の特別委員会の調査報告の内容と反することが書かれている。内容が不正確な請願を採択し、それに基づいて不信任というのは全くあり得ないことである。

この動議は推論に基づいて、本人の感情だけでやっており、許されるものではない。

賛成

議長は市民から提出された請願書のコピーを勝手に持ち出し、請願者の関係者を介し、請願者に請願を取り下げするように圧力をかけた。議会を代表する議長としてあるまじき行為である。

議長の一連の行為は市民の洪川市議会に対する信用を大きく傷つけ、その責任は免れることはできない。

討論

※なお、議長不信任の可決について、法的拘束力はありません。